

帝京科学大学における公的研究費の管理・監査に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日文科科学大臣決定）に基づき、帝京科学大学（以下「本学」という。）における公的研究費の管理・監査体制に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「競争的研究費等」とは、文部科学省等国の機関及びその所管する独立行政法人等公的機関から交付される競争的研究資金を中心とした公募型の研究資金等をいう。
- (2) 「配分機関」とは、研究費を配分する文部科学省等国の機関及びその所管する独立行政法人等公的機関をいう。
- (3) 「不正使用」とは、競争的研究費等の適正な運営及び管理に関する関係法令及び配分機関が定めるルール並びに本学の諸規程等に違反して、研究者等が競争的研究費等を使用又は受給することをいう。
- (4) 「研究者等」とは、本学において競争的研究費等に携わる教職員、学生及び外部研究員等をいう。

第2章 責任体系の明確化

(最高管理責任者)

第3条 本学の競争的研究費等の運営及び管理について、最終責任を負う最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知し、それらを実施するために必要な措置を講じるとともに、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任をもって競争的研究費等の運営・管理ができるよう、適切なリーダーシップを発揮しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、不正防止に向けた啓発活動を定期的に行い、本学すべての構成員の意識向上と浸透を図らなければならない。
- 4 最高管理責任者は、理事会等において不正防止計画等の策定について審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について議論を深める。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、本学の競争的研究費等の運営及び管理を統括する責任と権限を有する統括管理責任者を置き、副学長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、本学の競争的研究費等の運営・管理に関する具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

3 統括管理責任者は、コンプライアンス教育及び啓発活動に関する実施計画を策定する。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 各学部・学科、各センター（以下、「各学部等」という。）における競争的研究費等の運営・管理について、統括する実質的な責任と権限をもつ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、原則として、各学部等の長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、学部等における競争的研究費等の運営・管理に関する対策やコンプライアンス教育等を実施し、実施状況や理解度を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

3 コンプライアンス推進責任者は、不正防止に向けた啓発活動を定期的実施する。

4 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、コンプライアンス推進責任者の一部の役割を担わせ補佐させるため、コンプライアンス推進副責任者として学科長などを指名することができる。

5 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、各学部等において競争的研究費等が適切に管理・執行されているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(事務管理責任者)

第6条 競争的研究費等に関する事務の責任と権限を有する事務管理責任者として、会計課長をもって充てる。

(研究者等の責務)

第7条 研究者等は、関係法令及び配分機関が定めるルール並びに本学研究倫理基準、諸規程等を遵守し、競争的研究費等を適正に執行しなければならない。

2 研究者等は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者の指示に従い、本学が実施するコンプライアンスに関する教育を受けなければならない。

3 研究者等は、競争的研究費等の適正な執行を約するため、誓約書を最高管理責任者に提出しなければならない。

4 研究者等は、競争的研究費等の執行の取扱いに関して、事務管理責任者の指示に従わなければならない。

5 研究者等は、関連する記録等の提出、関係者からのヒアリング等、この規程に定める調査に誠実に協力しなければならない。

(監事の責務)

第7条の2 本法人の監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認し、意見を述べる。

2 本法人の監事は、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。

(職名の公開)

第8条 最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者については、その職名を公開する。

第3章 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

(相談窓口)

第9条 競争的研究費等の事務処理手続き及び使用に関するルール等について、学内外からの相談を受け付ける窓口を設置し、効率的な研究遂行を適切に支援する。

2 前項の相談窓口は、会計課とする。

3 相談の方法は、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は、面談によるものとする。

(研究者等の意識の向上)

第10条 最高管理責任者は、研究者等の研究費の適正な使用等に対する意識の向上を図るために、研究費使用等に関する説明会、コンプライアンス教育等を定期的で開催する。

2 研究者等は、前項の説明会、教育等に参加し、競争的研究費等の適正な使用等に対する意識の向上に努めなければならない。

3 最高管理責任者は、研究推進委員会の意見を聴いて、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を定める。

(研究費の適正な執行の確保)

第11条 会計課は、競争的研究費等が研究計画に基づいて適正に執行されるよう、競争的研究費等の事務処理手続きに関するルールを明確かつ分かりやすく定めるとともに、常に執行状況の確認及び検証を行い、必要に応じて改善策を講じ、当該研究費に係る研究者等に対して指示をする。

(不正防止計画推進部署)

第12条 本学に、本学全体の競争的研究費等の不正防止計画を策定するため、不正防止計画推進部署（以下「推進部署」という。）を置く。

2 推進部署は、会計課 経理係、東京西事務室 管理係をもって充てることができる。

3 推進部署は、最高管理責任者の指揮の下、内部監査室、監事、監査法人等と連携し、不正防止計画の策定、実施状況の確認及び検証等を行う。

(内部監査)

第13条 内部監査室は、不正使用が発生しやすい要因に着目した個別モニタリング等の監査活動の実施を通じ、本学全体の視点からの点検及び検証に努める。

- 2 内部監査室は、監査結果について、統括管理責任者へ報告する。
- 3 統括管理責任者は、監査結果について最高管理責任者にこれを報告するとともに、各学部等を通じてコンプライアンス教育の一環として学内に周知し、類似事例の再発防止に努める。

第4章 不正使用等への対応

(通報等の受付窓口)

第14条 競争的研究費等の不正使用（不正使用となるおそれのある場合を含む。）に関する情報提供、通報又は告発（以下「通報等」という。）に係る窓口を会計課とし、通報等を受けた場合には会計課長は速やかに最高管理責任者へ報告する。

- 2 会計課は、必要に応じ総務課と連携して対応する。

(臨時の措置)

第15条 最高管理責任者は、前条の報告を受け、必要があると認めたときは、臨時の措置として競争的研究費等の一時又は一部執行停止を命じることができる。

- 2 最高管理責任者は、前条の報告を受け、必要があると認めたときは、臨時の措置として証拠となる資料を保全する措置を講じることができる。
- 3 前2項の場合、関係する研究者等は、最高管理責任者の指示に従わなければならない。

(調査実施の決定)

第16条 最高管理責任者は、第14条第1項の通報等を受付けてから30日以内に、調査を行うか否かを決定する。

- 2 最高管理責任者は、前項の決定のために、必要に応じて予備調査を行うことができる。
- 3 第1項の決定において、通報等をした者（以下「通報者」という。）が顕名によらない場合、不正使用の内容が明示されていない場合、又は不正使用とする合理的な根拠が示されていない場合は、調査を実施しない。ただし、最高管理責任者が、不正使用の可能性が高いと判断した場合には、この限りではない。
- 4 最高管理責任者は、調査を行うことを決定した場合、通報者及び被通報者に対し、調査を行う旨を通知し、調査への協力を求める。調査を行わないことを決定した場合、通報者に対し、調査を行わない旨及びその理由を通知する。

(調査委員会)

第17条 最高管理責任者は、前条第1項により調査を行うことを決定した場合、調査委員会の委員を決定し、調査を開始する。

- 2 調査委員会は、次の各号の委員により構成し、統括管理責任者を委員長とする。
 - (1) 統括管理責任者
 - (2) 事務管理責任者

(3) 通報等の事案に係る学部長等

(4) 最高管理責任者が委嘱する外部有識者 1名

3 前項にかかわらず、最高管理責任者は、事案により委員を追加することができる。

4 調査委員会の委員は、通報等の事案に直接の利害関係を有しない者でなければならない。

(調査内容等)

第18条 調査委員会は、本調査の実施の決定後速やかに、次の各号に定める事項を調査し、認定する。

- (1) 不正使用の有無
- (2) 不正使用の内容
- (3) 関与した者及び関与の程度
- (4) 不正使用の相当額
- (5) その他必要と認めた事項

2 調査委員会は、次の各号の方法により調査を行う。

- (1) 当該研究活動及び公的研究費執行に関する各種資料の精査
- (2) 関係者のヒアリング
- (3) その他必要と認めた方法

(他研究機関との合同調査)

第19条 最高管理責任者は、不正使用が他の研究機関に関係する場合、当該研究機関に必要な通知を行うとともに、必要に応じて当該研究機関と協力又は合同調査を行うことができる。

2 他研究機関と合同で調査する場合又は他研究機関の調査にかかり合理的な協力を求められた場合、本学は誠実に調査又は協力する。

3 最高管理責任者は、競争的研究費等の不正使用以外の不正行為との複合的な事案と認められる場合、必要に応じて学内の他の調査委員会と協力又は合同調査を行うことができる。

(調査結果の認定)

第20条 調査委員会は、不正使用の有無を認定するにあたり、客観的事実に基づき、総合的に判断する。

2 被通報者の不正使用を認定する場合又は通報者の悪意に基づく通報等を認定する場合、調査委員会は、弁明の機会を設けなければならない。

(調査結果の最高管理責任者への報告)

第21条 調査委員会は、通報等の受付から概ね150日以内に調査を完了し、認定した調査結果を最高管理責任者に報告する。ただし、やむをえない事情がある場合は、中間報告とすることができる。

(不服申し立て)

第22条 最高管理責任者は、前条の調査結果を了承したときは、前条の調査結果をすみやかに通報者及び被通報者に通知する。

2 通報者又は被通報者は、調査結果に不服があり、再調査を希望する場合、通知後14日以内に最高管理責任者に対し、不服申し立てを行うことができる。

3 前項の不服申し立てを行うときは、不服申し立ての根拠を書面にして、申し立てなければならない。

(再調査)

第23条 前条第2項の不服申し立てがあったとき、最高管理責任者は、不服申し立てに対する再調査を行うか否かを決定する。ただし、不服申し立ての根拠が、先の調査結果を覆すに足る合理的なものである場合に限り、再調査を行うものとする。

2 最高管理責任者は、再調査を行う場合はその旨を、通報者及び被通報者に通知する。再調査を行わない場合はその旨及びその理由を、不服申し立てを行った者に通知する。

3 再調査を行う場合、最高管理責任者は、新たな専門性等を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代又は追加を行うことができる。

4 最高管理責任者は、再調査結果をすみやかに通報者及び被通報者に通知する。

5 再調査結果に対する不服申し立ては受け付けない。

(調査結果の確定)

第24条 最高管理責任者は、第16条から第20条の手続きを経て、調査結果を確定し、研究推進委員会等に報告する。

(配分機関への報告)

第25条 第16条に基づき、調査の要否を決定し、最高管理責任者は、すみやかに当該事案にかかる配分機関に報告する。

2 調査を行うことを決定した場合、調査の実施に際し、調査方針・調査対象及び方法等について配分機関に報告・協議するものとする。

3 調査期間中に不正使用の事実が一部でも確認された場合又は配分機関から中間報告を求められた場合、最高管理責任者は、配分機関に中間報告を行う。

4 配分機関の求めがある場合、資料提出、現地調査に応じるものとする。

5 最高管理責任者は、調査結果の認定、不服申し立て及び再調査結果について、配分機関に報告する。

6 最高管理責任者は、調査結果の確定に基づき、第14条第1項の通報等の受付から210日以内に、次の各号に定める事項を含む最終報告書を作成し、配分機関に提出する。ただし、やむをえない事情がある場合は、中間報告とすることができる。

(1) 調査委員会の調査結果

(2) 不正使用発生要因

(3) 不正使用に関与した者が関わる他の競争的研究費等における管理及び監査体制の状況

- (4) 再発防止計画
- (5) その他最高管理責任者が必要と認めた事項

7 配分機関から競争的研究費等の返還命令又はその他の指導を受けたときは、最高管理責任者は、命令又は指導に基づき、必要な措置を講じなければならない。

(懲戒処分等)

第26条 理事長は、本調査の結果、競争的研究費等の不正使用が行われたものと認定された場合は、当該競争的研究費等の不正使用に関与した者に対して、関係法令、本学就業規則等に基づき懲戒処分等を課すものとする。

(法的措置)

第27条 本法人は、競争的研究費等の不正使用又は悪意に基づく通報等により本法人に損害が生じたときは、損害を賠償させることができる。

(取引業者に対する措置)

第28条 本法人は、競争的研究費等の不正使用に関与した取引業者について、本学の規程等に基づき、必要に応じて取引停止等の措置を講じることができる。

(調査結果の公表)

第29条 競争的研究費等の不正使用の調査結果が確定した場合、最高管理責任者は次の各号に定める事項を公表する。

- (1) 不正使用に関与した者の氏名及び所属
- (2) 不正使用の概要
- (3) 不正使用に対して、本学が講じた措置の内容
- (4) 調査委員会委員の氏名及び所属
- (5) 調査方法の概要
- (6) その他最高管理責任者が必要と認めた事項

2 前項にかかわらず、最高管理責任者が非公表とすることにつき合理的な理由があると認める場合は、一部の事項を非公表とすることができる。

3 悪意に基づく通報等の調査結果が確定した場合、最高管理責任者は、前2項に準じて公表することができる。

(保護)

第30条 本法人は、相談窓口への通報者又は調査に協力する関係者に対し、単に通報等又は調査協力したことを理由として、懲戒処分その他いかなる不利益な取扱いも行わない。ただし、悪意に基づく通報等であることが確定した場合は、この限りではない。

2 本法人は、被通報者に対し、単に通報等されたことを理由として、この規程に定める調査に必要な命令を除き、懲戒処分その他いかなる不利益な取扱いも行わない。

第5章 守秘義務及び補則

第31条 通報等窓口担当者、調査又は監査等に係る教職員等は、業務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。教職員等でなくなった後も同様とする。

(本規程に定めのない事項)

第32条 本規程に定めのない事項又は研究使用が生じた場合の具体的な取扱いに関し必要な事項は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」及び関係通知に則り、最高管理責任者が定める。

第33条 競争的研究費等以外の研究費の不正使用の対応に関しては、原則として本規程に準じて取扱う。

(庶務)

第34条 この規程に関する庶務は、総務課の協力を得て会計課において処理する。

(改廃手続)

第35条 この規程の改廃は、研究推進委員会の意見を聴いて、理事長が定める。

附 則

1 この規程は、平成30年9月1日から施行する。

2 「帝京科学大学における公的研究費の管理・監査に関する運用方針」及び「帝京科学大学における研究活動に係る不正行為への対応要領」は、廃止する。

附 則(帝京科第407号 令和2年7月8日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(帝京科会第508号 令和3年12月22日)

この規程は、令和3年11月24日から施行する。

附 則(帝京科会第379号 令和4年11月16日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。